

(別紙3)

「砂糖及びでん粉に関する検討会」第2回でん粉分科会議事概要

1 日 時

平成16年11月12日(金) 13:00～15:10

2 場 所

日本郵政公社共用会議室E・F

3 出席者

分科会委員：別紙のとおり。

事務局：白須生産局長、染大臣官房審議官(生産局)、皆川大臣官房審議官(生産局)、佐藤特産振興課長、徳田需給対策室長

4 議事概要

林座長より、宮下委員及び森本委員が欠席し、宮下委員の代理として中谷氏、森本委員の代理として永井氏が出席する旨の紹介があった。

次に、議事次第に則り、佐藤特産振興課長より提出資料についての説明の後、この資料との関連で北海道(農産園芸課奥山主幹)及び鹿児島県(山田農政部長)より提出された資料の説明が行われ、各委員より以下の質問・意見等が述べられた。

永井委員代理： 鹿児島県の説明資料と第1回分科会の事務局提出資料とで、作付面積、生産量、収穫量について数字に違う点があるのはなぜか。

佐藤課長： 前回の資料は宮崎県を含んだ南九州の数字であるため、鹿児島県の資料とは違う。

田中委員： 2点質問したい。1点目は、鹿児島県の説明資料2ページの3で、サツマイモ生産の推移について平成15年は下げ止まったとのことだが、14年、15年は同じ作付面積であり、下げ止まったとなぜ判断するのかということ。

2点目は、鹿児島県では高齢化が特にサツマイモ農家で進んでいるが、説明資料において高齢化対策、経営安定対策の具体的記述がなかったように思う。今後どのような構想を持っているのか。

鹿児島県： 下げ止まりとはあくまで作付面積に関する話であり、収量は気象条件等によりかなり異なる。下げ止まったとはそういう意味である。昨年、焼酎原料用にサツマイモが相当流れたため、でん粉工場の操業率の問題や農家間での混乱が生じたため、県としては、でん粉メーカー、焼酎メーカー及び市町村を交えて、サツマイモを計画的に生産するために必要な面積、対策について話し合いをした。その中で一定の作付面積を設定し、要望の半分は確保できたので、一応下げ止まったのではないかと判断しているところであり、来年以降も作付面積が増える状況である。サツマイモ農家には高齢者が多いが、県全体で見ても65歳以上の農家は半分以上で、農業者全体の高齢化が進んでいる。生産規模、作

付面積、ともに非常に小規模である。つまり、小規模だから高齢者がサツマイモの生産に取り組める状況がある。サツマイモからお茶の生産に切り替えるべきとの議論もあるが、基本的に茶生産農家の平均年齢も経営規模面積も圧倒的に違うと思う。小規模高齢農家に取り組めるものの代表としてサツマイモがあるのであり、一概に機械化を強引に進めるのもどうかと思っている。大きな課題としては生産コストの低減と一番の重労働である収穫作業を効率的にするためにハーベスターを導入しなければならないこと等があり、多くのサツマイモ農家の抱える小規模・高齢化の課題について何らかの手当をしなければならないと考えている。

田中委員： 説明されていることはよく判るが、高齢者は同じ年齢に留まることはないはず。本当に聞きたいのは後継者はどうなっているのかということ。世代交代のことを気にしている。先行きを県としてはどう見ているのか。

鹿児島県： サツマイモに限らず後継者確保は大きな課題。いかに農業後継者・新規就農者を確保するか、ということについて、県でも農業大学の設立、同大学内での新規就農支援センターの設置を行い、市町村でも財政支援を行うことで新規就農者確保対策をしている。その結果300数十名の新規就農者は確保している。しかし、サツマイモの小規模高齢農家の部分に新規就農者や高齢者が新たに入ってくることは現実にはありえない。例えば集落営農組織、又はそこまでいなくても農作業の受委託組織が収穫等の重労働の部分のカバーし、高齢者がリタイアせず元気で農作業をしてもらうことはありえると思う。リタイアした農地についても後継者に流れるようにしており、空いている土地、譲っても良い土地があるという話は多い。若い世代には機械化等を考えているのでまとまった一団の土地が欲しいとの要望も多いと聞く。そのような要望に100%応えることは出来ないが、小規模な土地基盤整備が出来るよう、担い手・後継者に集中したまとまった一団の土地が取れるようなシステム作りを市町村と一緒に進めている。しかし、サツマイモについての状況はなかなか難しく、後継ぎができる状況にない。茶は毎年100ha規模で作付面積は伸びているが、それは現在お茶の生産を行っている者が規模拡大を行うケースが多く、他の作物を作っている者が営農を茶にシフトする例は少ないと理解している。

林座長： 田中委員の質問に絡むのだが、1ページの表でサツマイモ栽培農家戸数が減っているのになぜ作付面積が下げ止まったということになるのかが疑問であり、また、サツマイモの認定農業者数がなぜ1年間でこれほど増加しているのかが分からない。これはどうしてなのか教えて欲しい。

鹿児島県： 認定農業者制度は、各市町村における平均的な作業従事者の所得水準に近づけるため、5年間の経営改善、営農改善計画の作成に取り組んでいる者を認定農家として育てていく制度だと理解している。認定農業者になれば、即基幹的・中核的農家ではないということを理解して欲しい。県内認定農業者7,000戸のうちの359戸がサツマイモの認定農業者であるが、この認定農業者の中にはサツマイモと葉たばこ、サツマイモと野菜、サツマイモと畜産等、複合経営に取り組んでいる農家がいる。このうち、葉たばこ、肉用牛は1,000戸を超える農家になっている。新しい認定農業者は葉たばこや肉用牛の生産に取り組みながら、サツマイモ生産にも取り組んでいるということだと思ってい

る。間違っていたら後日訂正させていただく。また、農家戸数、農業取組数は確実に減っている。しかしサツマイモは他の生産を止めた農家分を肩代わりする形態が増えている。これは、焼酎用は買入価格が良いため、焼酎用のサツマイモを作ることが他の作物を作るより収入が得られるとの判断があったかもしれない。例として大隅半島に比較的大きなスイカ産地があるが、平成15年に台風等でスイカが値崩れして収入が落ち込んだので、スイカ栽培農家が平成16年は相当数かんしょに切り替えているといったことがある。

近藤委員： サツマイモのことばかりで申し訳ないが、提出資料2ページの4の「用途別生産の推移」の項目について、他の用途が減少する中で焼酎用の生産量が大幅に伸びたとのことだが、それは純粋に焼酎用が伸びたのか、それとも他の用途から焼酎用にまわったのか。

鹿児島県： 提出資料3ページの品種別作付面積割合の表にはでん粉原料用でシロユタカ、シロサツマ、コガネセンガンといった品種に関する項目があるが、その割合を見るとコガネセンガンは非常に減ってきている。元々はでん粉用だったのかもしれないが、コガネセンガンは焼酎用に向いており非常に使われている。逆にシロユタカ、シロサツマはでん粉用には良いが、焼酎用には悪いと思っている。作付面積は品種によって限界があるという前提に立った場合、焼酎用にもでん粉用にも使われるコガネセンガンについて、焼酎用に取引が増えていくとすれば、当然でん粉用が減ることとなる。ちなみに青果用・加工食品用についてはそれほど変化がない。以上のことから、結論としては焼酎用がでん粉用を喰ったという可能性はあると思っている。

近藤委員： では、焼酎ブームがなければその増加部分は丸まる減っていたのか。

鹿児島県： 丸まる減ったかどうかは判らないが、少なくとも現時点で作付面積は減っている。それが少し下げ止まったのではないかということは先ほど申し上げたとおり。下げ止まりの要因として、サツマイモに対する需要の最たるものとしての焼酎用があることは確かだが、仮にブームがなかったとしてもそれ程減らなかったと思っている。でん粉工場の操業率が確か60数%しかないと思うが、でん粉工場によってはまだいもを搾る能力を十分持っている。さらに、地域的に鹿児島県特有の土質、畑作が7割弱を占める土地柄、台風等の気象的な影響から判断するに、サツマイモから農家が離れるとは思っていない。ただし、現在徐々にサツマイモ農家数が減っているのは高齢化・小規模化に伴い、後継者が育たないということだと思っている。

熊澤委員： サツマイモに話が集中しているので、全体的に話を元に戻させてもらう。第1にばれいしょから申し上げたい。北海道庁から出された北海道畑作の概況の最後のページに主要畑作物の生産見通し平成27年予測があり、今後10年を見通した生産として入っているが、こういう5～10年にわたる見通しを共有することが議論の前提として大変大事だと思う。この見通しは多少の数字の変更があるにしろ輪作体系を前提とすれば現在の作付面積と品種別の作付面積は現状程度と理解される。この検討会でいえば、特にばれいしょとてん菜であり、今後10年は現状程度の作付を見込むと理解される。てん菜についていえば砂糖分科会があるので、その際に申し上げる。ばれいしょは青果用・業務用・でん粉原料用と多様な用途があるわけだが、ここで議論がされているでん粉につ

いては特に農林水産省全体で議論されている経営対策、特に品目横断政策の導入の視点から、抱合せ制度について基本的に見直すとの問題提起が農林水産省全体の経営政策の方向から出されている。抱合せ制度について言えば、需要の確保という点ではかなり大きな役割を果たしてきたが、抱合せ制度を廃止する、又は他の対策に替えるということになれば、需要の確保を含めて全体の政策を考える必要がある。従来、ともすれば抱合せ制度がでん粉の需要のバッファの機能を果たしてきたと思われるが、これは制度にとって好ましくない。バッファを常に抱合せで吸収してきた実態はあるにせよ、これから新しい制度・仕組みを考えるとすれば、むしろその点はしっかりと新しい視点を持って、仕組みを考えるべきだと考える。

かんしょについて、先ほどから御説明や御質問を聞いているが、実は今北海道が出されているような生産の見通しについて資料がない。あるならまた説明をいただきたい。昨今の焼酎の需要が強くなっていたり、あるいはサツマイモと同じ生産地帯でお茶の生産が行われていたりしているが、お茶の生産が国内で非常に伸びており、むしろ原料たるお茶が足りない実態であると聞いている。先程から部長が説明されている高齢化等の問題はありますが、それはいみじくも部長御自身が指摘されたように、作業委託、あるいはお茶の生産者に対する経営委託等いろいろ手法を用いて、少なくとも焼酎の需要の伸びあるいはお茶の需要の伸びを勘案した鹿児島のお茶生産全体、その今後5～10年について見通しを出されるべきと思う。おそらくそういう中で言えば、でん粉生産については、全体的に減少の方向が出てくるのではないかと考えている。もしそういう方向が出るとすれば、先ほどから説明のあった工場の再編合理化は必然的に長期見通しの中で生じてくるだろうと考えている。

このでん粉問題を議論するにあたり、政策方向で基本的に大きな影響を与えるのはでん粉の抱合せ制度であり、既に本日提示された資料でも、農林水産省の説明の中でもはっきり指摘されている。

抱合せ制度については、国際的な調整なしに基本的な方向を議論できないと思う。WTO交渉の今後のスケジュールを見通せば、今回、でん粉の議論をこの検討会でさらに進めるために、抱合せ制度について国際的な調整、協議のステップを政府として踏むタイミングに来ていると思う。

山口委員： 北海道の担い手の話に関して言わせていただくと、畑作専業地帯では潤沢な後継者に恵まれている。北海道農協では畑作対策本部があって、努力している若い担い手がいるにもかかわらず、前回の分科会で配られた資料で農業者があたかもコスト削減の努力をしていないような記述があったため反発があった。今回「北海道の畑作大地からのメッセージ」として、面積の推移、生産者価格の引き下げ、農業者が一所懸命汗を流していること等について分かりやすく資料でお示ししているの、後刻お目通しいただければと思う。

ばれいしょはポテトチップスからでん粉まで一つの作物としては多様な食品を産出しており、国民生活上極めて大切な作物であって、その中で国産いもでん粉は重要な役割を果たしていると思っている。また、現在の農安法に基づく政府買入措置などの需給調整機能について、今後もその機能を活用できるようにお願いをしたい。

そして、先ほど北海道の提出資料にもあったが、健全な畑作農業を維持するためには小麦・ばれいしょ・てん菜・大豆等による輪作が必要不可欠であり、特に厳しい北海道の気象状況では、比較的安定的な生産が見込まれている根菜、とりわけでん粉原料であるばれいしょは極めて重要な作物である。北海道では、生産者・JAは生食・加工・でん粉の用途別に面積配分する等需給動向を踏まえた計画生産をしている。農協系がその殆どを占めているでん粉製造業の合理化問題では、UR対策の一貫として大規模な再編整備を行った。その結果、合理化集約がなされ、製造コストはかなり引き下げられ、生産性向上を目的としたでん粉含有量の高い品種の導入により生産者の確保にも努めている。工場を継続するためには環境対策・排水対策が極めて重要な課題となっており、これが今後の大幅な費用削減の足を引っ張っている。政策支援のあり方については、でん粉の抱合せの仕組みが一番良く、これを堅持して欲しい。これを見直すこととなると、生産者の所得を維持するために必要な財源とばれいしょでん粉の需要を確保するという仕組みの維持ということになる。

いずれにせよ固有用途の需要の維持拡大が急がれているわけだが、現在も急激に安い輸入化工でん粉の誘導体が入って競争しており、これが食品として通関・流通している中、輸入対応の適正化と、一層の品質取引を向上させるための需要側のニーズに応じた取引についても十分検討していかなければならないと思っている。

永井委員代理： 私は先ほど佐藤課長が説明された事務局提出資料の9ページについて意見を述べさせていただく。抱合せ制度についても農安法の中ではもたないことは理解できるが、コーンスターチ業界としても、現在抱合せ制度に170億円の負担をしている。これについては、それなりのことを我々も負担しなければならないということを考えているが、資料では、その負担の主体として、既にコーンスターチ製造業者を決めうちしているかのようである。

まず対象について、抱合せは制度として、物理的に物を受け取れることを前提としており、当然コーンスターチ・糖化品製造業者が引き取らないとできない。その抱合せを止めるということになれば、何らかの政策支援、はっきり言えばお金を取るということになる。もし、お金のみ取ることになるのなら、コーンスターチ・糖化品製造業者にこだわる必要はなくなると思う。同じユーザーに納めている他のでん粉や糖化製品へも枠を拡げなくてはならない。特に現在TQ制度で15万7千トンのでん粉が低関税で入ってきている。更に前回申し上げたとおり、輸入化工でん粉がかなり入ってきている。この分についても網を掛けて徴収するようにしないとフェアでない。そういうものがどんどん増えてきて、結局、輸入とうもろこしが少なくなっていくということが一番大きな問題だと考える。これからFTAの関係で、結構でん粉の問題が取り沙汰されるはずである。今週タイにおいてFTAの実務者協議を行っていることと思う。現地からは、現時点で大きな進展はなさそうだと情報は入っているが、これからいろいろな形でFTA交渉によりでん粉の間口を拡げることになると思う。今のタイの要求は関税撤廃である。今後どんな形であれ認めていくと、我々コーンスターチ業界の輸入とうもろこしがどんどん減ってくる。今回、政策支援として新しい制度を作られる場合は、是非コーンスターチ製造業者だけで

なく、他のでん粉を輸入している者に対しても網を拡げて欲しい。

それから金額面では、我々が170億円負担しているのを将来どのように軽減するのか、具体的なシナリオやタイムスケジュールを示して欲しい。先ほど鹿児島県の部長から、でん粉はやはり減少しているとの発言があった。減少しているなら将来の見通しを示して欲しいし、でん粉工場の再編合理化についても今後どうなっていくのかを示してもらわないと、ずっと170億円を固定したままというのはいかなものかと思う。本日の砂糖分科会における資料には詳しく合理化のことが書かれているが、まだでん粉の方は具体的な合理化の青写真がないので、是非それをお願いしたい。

前回の繰り返しになるが、かんしょは、結果的に引き取り手はスターチ・糖化製品製造業者しかいないので、その需要についてよく検討しないと、いくら新しい制度にしても結局引き取り手がないままということになる。鹿児島県にかんしょでん粉の白い山ができる、ということだけは避けていただきたい。新しい制度を設計すると決めるのであれば、やる以上は数量をはっきり決めていただきたい。最大限でいくらかということを決め、その上でどうやって引き取るかということを検討し、さらにどのように合理化をやっていくかを決める、といった手順でやっていかなければならない。抱合せが無くなって物理的に物はもう引き取らないということで良ければ、金さえ払ってしまえば後は知りませんということになるが、そうはいかないので、実際その点についてはより具体的に制度を見直して欲しい。

ばれいしょについては、非常に品質が良く、国民経済的にも、北海道の生産者にとっても、我々コーンスターチ・糖化業者にとっても良い、言わば三方一両得となるなにか新たなやり方があるのではないか。EUから、特にフランス、ドイツ、オランダからの輸入化工ばれいしょでん粉をなんとか狙い撃ちできないか、その点をよろしくお願いしたい。

篠原委員：先ほどからの議論を聞いていると、大変強い違和感がある。生産者と供給者のサイドに立った議論でしかないことは、それが大事なことから仕方ないのかもしれないが、一体これからでん粉の需要は増えるのか増えないのか。この表を見ているとコンス・糖化業者の売上高は減っているし、かつ需要も伸び悩んでいる。今後需要が伸びていくことはあるのか、あるいは無理なのか。需要を伸ばすためにはどうしたら良いのか。一般の消費者やユーザーに対して浸透させるためにはどういう手段・方策を講じたら良いのか、そのような部分についてももっと我々に判るように、コーンスターチの業界の方々は資料があれば示してもらいたい。需要がこれ以上伸びないとすると構造不況業種としてどうするかという話になるわけであるが、その辺の位置づけが議論を聞いていてもよく分からない。農水省にも今後の需要の予測のような資料があれば出してもらいたい。

川井田委員：先ほどから抱合せの問題について議論されているが、現場サイドから見ると、鹿児島県の部長からも話があったが、長年、かんしょ生産については抱合せ販売でバランスを取っていた。その中で、県内のかんしょ生産は高齢者中心というのは事実。それから若い方々、新しい担い手の農地面積が増えた部分については、焼酎用かんしょの専業農家が生まれ始めてきたからであり、その結

果全体的な数字についても上がってきたという意味。そこで、委員から鹿児島県として、5～10年スパンで今後の見通しをしっかりと示すべきだと、その上に立って、今後のかんしょをしっかりと決めていくべきとの話もあったが、現時点で鹿児島県は現制度・抱合せ制度で生き延びてきたかんしょ生産者の生活を崩して欲しくないというのが本音。その意味で抱合せ制度はかんしょの生命線であるといえる。また、例えば焼酎用かんしょに移行したらどうだ、お茶をもっと増産したらどうかとのことについてだが、なかなか65歳以上という年齢になると新規作物に入っていくとしない。お茶については作付けしてお金になるまで5年は掛かるのでやめてしまう。ではどうするかと言うとでん粉用かんしょを作っていくという生産者が多いのが実態。

今後、国際的な調整等いろいろあるが、産地としては中長期的な5～10年のスパンをしっかりと見通し、でん粉の抱合せ制度を維持しつつ、でん粉工場の今後の再編整備と他作物への転換の可能性を十分検討して産地を守るという形を採らざるを得ない。現時点ではでん粉原料用かんしょを、もし廃止すれば大変なことであり、まさしく命を絶たれるといったこととなるため、販売先を含めたしっかりした見直し案を作って欲しいことが我々の願いであり、その旨よろしくお願いしたい。

中村委員： 市場原理導入と抱合せについて。市場原理導入の方向は理解できるが、導入した後の対策が見えないとすぐ賛成とは言えない。本日の事務局提出資料では市場原理導入で収入分配方式が提起されているが、今までの頭からいくと市場原理導入というのは、コメ・大豆とかのイメージがあり、収入分配方式がすんなり頭に入っていない。一つの案ではあるのだろうが、あまり固定的に考えず検討してもらいたい。市場原理導入ということで論点の方向にも書かれ、努力した者が報われる方向に整理されているが、果たしてでん粉の場合どういう形になるのかある程度見えてこないと判断のしようもない。そこは今後考えて欲しい。

経営安定対策については、市場原理を導入すると価格変動が生じるため、コメや大豆等の収入の変動緩和対策と同様の方式が取られているようである。その点からいくとばれいしょは品目横断の中で、かんしょは品目別対策としてそれぞれ対策を実施する、ということになると思うが、その点も論点整理の方向で明確にしていきたい。つまり市場原理導入と併せて、その制度を導入した後どのような対応をとるのか、ということについてはっきりさせながらの議論が必要だと思う。

抱合せは生産者サイドとしてはかなり良い仕組みだと思っているし基本となるものだと思っているが、これを見直す場合には、前回申し上げたとおり、財源の確保と確実な需要の確保というのが重要な課題だと思っている。需要の確保という点では論点整理の方向で留意する必要があると表現されているが、これも方向が見えない中で「留意する」という表現だけでは生産者サイドとしては不安感があるので、抱合せ廃止・見直しという議論にはなかなかすぐにはついては行けない所がある。従ってそういう方向の場合には対応を示しながら議論をしていただきたい。

篠原委員： 需要の見通しについて、各業界関係者に説明を求めている件についてはどう

なったのか。

永井委員代理： コーンスターチ業界の方からその需要について説明すると、生産量の表が農水省からの資料の4ページにあるが、コーンスターチ自身としては現在需要としては伸び悩んでいる。この理由はハッキリしている。まず輸入化工でん粉が増えていること。ビール等の消費も減っている。それと同時に、もう一つの例を申し上げますと、我々もダンボール向けにでん粉を売っているが、ダンボールは海外から物が輸入されると、その物自体の輸入というよりは、我々から見れば事実上ダンボール用のでん粉の輸入ということになっている。ダンボールの日本の消費は具体的には判らないが、約2割が輸入に替わっているはず。これに対して輸出は約1割であり、年間約1割くらいは減っている感じになっている。でん粉という世界で見ればやはりそれほど増えてないのではないかと思う。

ただ、平成7年以降は一気に増えている部分もある。それはかなり別の用途が出てきているからであり、例えばビールについていえば、最近ビールから発泡酒に替わっている。発泡酒は何を使っているかと言えば、水飴であり、結果的にでん粉から作られた水飴が伸びていることになる。それから異性化糖も今年は特に猛暑だったので、かなり使われているなど色々な新しい用途では伸びている。でん粉という世界の先には糖という世界があるので、その糖という世界では伸びているといえる。その具体的な資料等は持っていないので、説明できないが、そういう御理解をしていただければと思う。今後はでん粉の生産量は現状維持だが、日本の人口が減少していくと、それにつれてでん粉のみならず食料全体の消費が落ちてくる。コーンスターチ業界は構造不況業種ではない。

田中委員： これ以上伸びないのであれば、もう落ちていく一方だという中で、マーケット全体の中でどのようにパイを拡げていくかという話がある。

永井委員代理： ただ糖という世界は、砂糖との関係が出てくる。

佐藤課長： 農水省としてでん粉の需要予測に関するデータがあるかとの話だが、将来を見越したデータというものはないが、これまでの推移等を踏まえて今後を見通すと、300万トン前後ででん粉の需要が推移していくのではないかと考えている。でん粉自体は最終製品ではないので、経済の動向によって需要が推移する。過去について見ると、経済が伸びている時は需要もかなり伸びているが、昨今の経済の伸びが鈍化している状況の下では、ここ数年間はこれまでと同じような300万トンの水準で推移するのではないかと考えている。

有田委員： 第1回の概要の中で、学識経験者の方の意見として、消費者の意見というのがあるが、同時に事務局提出資料2の9ページには、全糖化という意味では糖化用とか化工でん粉という形で仕事をしており、直接的な消費者の意見ということで御理解いただきたい。この表の中では糖化製造団体ということになっているが、この間も申し上げたが、国内産でん粉、コーンスターチあるいは外国産でん粉などを使っており、一番この分野で消費者の意見を持ち合わせているのではないかと考えている。そういう中で本日の議論を概観すると、抱合せ制度がなかなか続けられないという意見と抱合せ制度を是非続けて欲しいとの意見に分かれていて、折り合いがつかないという状況であると考えている。これについて経済ベースで行けばでん粉の部分という意味では目標をハッキリさせられ

るのではないかと思う。つまり、外国産でん粉か、輸入ばれいしょでん粉に合わせるか、あるいはコーンスターチに合わせるかというような目標がハッキリしてくるということ。問題はそこに行けるか行けないかという問題。行くために一体どこまでできるんだというような目標を立てれば、それを我々経済で見たら、輸入に対抗するという形で徹底している。それに対してできないと言えば進歩は全くないと思う。我々消費者からすれば、あくまでコーンスターチと一緒にならないといけない。あるいは外国産でん粉と一緒にならないといけない、というのが基本的な姿勢である。それが安すぎるという形であればその用途には難しいのではないかと考える。そこに170億円ものお金を、実際には末端消費者から集めているわけだが、これを国でやるか否か、あるいはその仕組みをどれだけやるのか、というような、やはり激しい意見が必要なのではないかと思う。

中谷委員代理： 先ほどの前回の検討の方向と意見の概要の中で、論点整理の方向、この中で「抱合せの持つ需要の確保という機能を十分に留意する必要がある。」となっている。この辺りは今回の資料にはあまり具体的に出ていないと思う。一方では業界の置かれた現状とか、あるいは産地の方の状況といったものがこういう状況にあるというものが先行して内容として出てくるのであれば、例えば、だからいも生産の方は少し抑えたらどうか、といった話になると非常に問題だと思っている。ある意味、やはり、まずはこういう問題点があり、それに対して一つの方向性が出て、その方向性で進めるにあたっての今後の課題について整理する、という順番の方が望ましく、逆転すると少し危ないと感じる。

近藤委員： 消費者に対してという意見が出たので発言させていただきたい。最終消費者が求めているのはでん粉ではなくて、最終の自分たちが日々利用する商品が安く安全な良い品質なものなのであり、それが正直、かんしょでもばれいしょでもコーンスターチでも構わない。前にも言ったが、税金がどういう使われ方をし、最終的に手にする商品がどれだけ安全なものかが重要であり、それが国産品か輸入品か、といったことは問わないものと思う。議論を聞いていて、消費者が最終的にやむを得ないと思う、又は思える努力をし、一番最初の生産の現場の方も、こんなに努力しているんだということをもう少し見える形を出していただかないと、消費者はそれだけの負担をしていることを知らないで払っているわけであり、これが表に出てみんなの知るところになった場合、消費者も日々一人一人努力している訳ですから、生産者や事業者の方々も同じようにどれだけ努力をしているかということが具体的に見えないと、やはり消費者の理解は得られない。あくまでも最終に得られるものが、どれだけ価値のある物なのかということに消費者は疑問を持つと思うので、そういう議論をして欲しいと思う。

林座長： 私の方からも。事務局提出資料の2ページを見ると、原料基準価格は農業パリティ指数で算定されているとのことだが、現在このような算定方式はでん粉原料用いもだけということであれば、何故これだけに残しているのかということ国会に対して説明できるのかどうかということ、これをまずキチットお聞きしたいということが一つ。抱合せ制度はとても上手い仕組みだと最初聞いたときに感動した。税金を使わないし、自給率はある一定以上は上がり、逆に、

下がりすぎもしない。その意味ではとても素晴らしい制度だが、やはり生産者の意欲を引き出すというシステムではなく、知らない間に消費者に負担を掛けているということは問題である。

抱合せを見直すことは避けられないものと思う。ただ、どういう方式に持っていくのか、ということは非常に大切であり、いくつか意見をいただいたが、まとめて次の検討会までにもっとハッキリした形、理解しやすい形にさせていただくと有り難い。

田中委員： 最後の一つ、座長の言われたことについて、資料の2ページに農安法の問題がある。コメも変わったにもかかわらず、未だにずっと改正されなかったのは一体どうしてか。農安法という法律はコメ同様に重要な作物だからということが1ページの冒頭にあるが「農安法は米麦に次いで重要な……」ということで現在の仕組みが出来上がっているのであり今までなぜずっと改正されなかったのかよく理解できないので、もし分かれば説明していただきたい。

佐藤課長： 本日、委員の方々からいろいろな意見をいただいたので、そういった御意見を反映させながら、次回検討方向を整理させていただきたいと思う。

まず田中委員の御質問について申し上げますと、前回の分科会でもお話ししたように、農安法には政府買入の規定があるが、昭和53年以降、実際に買入れはなく、行政価格を年一回決めるということのみに使われている。実際、国内のいもでん粉は、農安法の規定を使わなくとも抱合せで需要が確保されている。農安法の規定を使わなくとも十分消費されている。ただその一方で価格安定の観点から見れば、農安法に基づいて価格を決めることによって実質的にその価格が保証されるという面があり、取引される原料のいもの価格、製品のでん粉の価格の物差しとなるように算定する根拠がこの農安法の規定であり、そういう意味合いでこれまで使われてきた。過去、これを廃止し新しい仕組みにしてはどうかという議論もあったが、実際は抱合せで物事が処理されており、財政支出を伴っていないことから具体的な改正には至らなかったということであるが、今回の品目横断対策の導入に併せて見直したいと思っている。

全般的なことだが、今日も抱合せについていろいろと議論があり、産地からは生命線なので堅持していただきたい、仮にこれが無くなる場合でも需要確保と価格の安定を是非図っていただきたいというような意見があったが、これは資料1の論点整理にもあるように、私どもも需要確保が図れるような仕組みを考えながら、見直しについては考えていきたいと思う。この検討会の冒頭にも申し上げたとおり国際的な調整といった対外的な部分も併せて検討していく必要がある、この場における議論を踏まえながら方向性を見いだしていきたいと思っている。ただその中で、具体的な需要の確保の仕組みが見えてこない、市場原理を導入するにしても具体的な対応方向が見えてこないというような意見もあったが、私どもも現場の意見を踏まえながら検討を加えているが、具体的に産地・現場の方からこういう方向にすれば需要の確保ができるという積極的な提案があれば御提示いただいた上で、方向性を模索したいと思っている。農水省で考えていることにも限界があるので、むしろ積極的な意見であればこの場を問わず事務局の方へ出してもらえれば、併せて検討していきたいと考えている。

それからユーザーの負担の関係で、現在15万7千トンある輸入でん粉、及び輸入化工でん粉等についても負担を課すべきという話もあったが、輸入されるでん粉はI QからT Qに移行し、一応関税が掛かる仕組みになっており、さらに調整金も掛けることになれば、二重負担をすることにもなりかねない。また、国産の化工でん粉と輸入化工でん粉を同様に扱わなければならないので、輸入品にだけ掛けるということは、おそらくW T O上難しいのではないかと考える。

それから座長から農業パリティ指数のお話もあったが、原料基準価格の算出にあたってパリティ指数用いているのは、生産費が他の作物より高いということもあるので、農家の所得・経営状況等に着眼して価格を算定するということが適切だということで、こういう形をとったものではないかと思っている。一つ一つ細かい点について申し上げられないが、出来るだけ次回までの検討には反映させていきたい。

篠原委員： 今後の議事の進め方について、この前、私は分科会ということで代理出席もやむを得ないと思っていたが、次回からは全体会議に移るので、発言の責任を持つという点を踏まえて、原則として本人に出席をいただくということを次の砂糖の分科会についても含め、是非提案したい。分科会は具体的な説明をいただいて大変助かったが、全体会議については原則論に戻った方が良いと思う。

林座長： 御提案いただいたように、この分科会ではカジュアルなディスカッションをしてきたが、次回12月1日の検討会は、今言われたような形で進めていきたいと思う。次の砂糖分科会についても私から提案したいと思う。

その後、佐藤特産振興課長より次回以降のスケジュールについて説明があった。

(別紙1)

「砂糖及びでん粉に関する検討会」
第2回でん粉分科会出席者名簿

(五十音順，敬称略)

有 田 喜 一	全日本糖化工業会会長
市 丸 良 一	全国澱粉協同組合連合会会長
川井田 幸 一	鹿児島県農業協同組合中央会会長
熊 澤 英 昭	農協共済総合研究所理事長(座長代理)
近 藤 康 子	サントリーお客様コミュニケーション部長
篠 原 文 也	テレビ東京解説委員
田 中 一 昭	拓殖大学政経学部教授
永 井 司	日本スターチ・糖化工業会副会長(森本委員代理)
中 谷 博	全国農業協同組合連合会農産部長(宮下委員代理)
中 村 祐 三	全国農業協同組合中央会常務理事
林 良 博	東京大学副学長(座長)
山 口 義 弘	北海道農業協同組合中央会副会長